

12月10日は「人権デー」 12月4日～10日は「人権週間」 ～もう一度考えてみよう。人権のこと～

人権とは「誰もが生まれながらに持つ権利」、「人が人らしく生きる権利」、「全ての人が幸せになれる権利」であり、どの人も平等に持つものです。



◎人権擁護委員

市町村長の推せんを受け、法務大臣から委嘱された民間ボランティアで、全国に約14,000人います。地域住民の人権を守るために、人権相談を受けたり、法務局職員と協力して人権侵害の被害者を救済したり、人権意識を高めるための啓発活動を行っています。

◎安城市の人権擁護委員

安城市では各中学校区に1人ずつ、合計8人の人権擁護委員が相談業務や啓発活動を行っています。(敬称略)

写真後列右から→杉浦智之、岩月浩治、水谷重彦、板本宗一 写真前列右から→柴田早智子、白谷隆子、榊原真由美、野村裕子

▲人権教室

人権擁護委員が市内の学校で、子ども達の人権について考えるきっかけとなるよう開いています。



▲人権擁護委員のみなさん

人権問題でお困りのときは・・・

◎人権相談

安城市では人権擁護委員が相談員となり、「人権相談」を行っています。

職場や学校、家庭等での悩みごとがあれば、一人で悩まないで、人権擁護委員に相談してください。

●とき 毎月第2・4火曜日(例、年末年始を除く)午後1時～4時。ただし、12月については12日(火)は行わず、5日(火)午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)に実施します

●ところ 市役所相談室

●相談できる内容 差別、暴行・虐待、セクハラ・パワハラ、いじめ・体罰、名誉毀損、プライバシー侵害等

問▶市民課相談室(☎(71)2222)、名古屋法務局刈谷支局(☎(21)0086)